

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係るQ&A

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA

番号	分類	質問	回答
1	基本チェックリスト	認定期間満了に伴い、基本チェックリストを実施する場合の時期についてはどのようになるのか。	特に規定は設けておりませんが、要支援認定の有効期間が終了する前の概ね1か月程度前が適当と考えます。 これについては、要支援認定の満了日前に基本チェックリストを行い、要支援認定を更新せず、事業対象者としてサービスを継続しようとする場合には、当該満了日の翌日に基本チェックリストを実施したとみなします。
2	基本チェックリスト	総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業は、要支援及び基本チェックリスト該当者の両方が対象となっている。基本チェックリストに該当すればサービスを利用できるため、結果的に利用者が増大してしまうのではないのか。	1. 介護予防・生活支援サービス事業については、現行の要支援認定者相当を対象者として想定しており、具体的には、何らかの支援を必要として窓口に来た者のうち、基本チェックリストの記入によって生活機能の低下がみられた人(事業対象者)を対象とすることとしています。 2. 基本チェックリストは、従来の二次予防事業対象者の把握事業のように、市町村から被保険者に対して積極的に配布するものではなく、支援が必要だと市や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、要支援認定ではなく、簡易にサービスにつなぐために実施するものであることに留意していただきたいと考えています。
3	基本チェックリスト	基本チェックリストを実施して行うサービスの区分の振り分け結果に不服がある場合、行政不服審査法による不服申し立ては適用されるか。	基本チェックリストについては、基本的に質問項目の趣旨を聞きながら本人が記入し、状況を確認するものであること、相談者が希望すれば要介護認定等を受けることもできることなどから行政処分にはあたらないものとされており、不服申し立ての対象とはなりません。
4	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する場合、介護予防支援と同様の扱いとされ、プラン作成上限の制約を受けるのか。	介護予防ケアマネジメントの受託件数は含まれません。受託件数に制限はありませんが、利用者の処遇に影響がなく、地域包括支援センターへの提出書類の遅延等がないよう、適切な範囲で受託していただきたいと考えています。
5	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントの依頼は、利用者から市町村に届け出ることにしているが、本人の代理として家族や地域包括支援センターから提出する際は、委任状が必要か。	介護予防ケアマネジメントの依頼の届出については、委任状は必要なく、利用者本人が自書の上、家族や地域包括支援センターが代理で市に提出することは可能です。
6	介護予防ケアマネジメント	要支援者が認定の有効期間満了に伴い、介護予防・生活支援サービス事業利用に移行する場合、初回加算は算定できないとのことだが、事業対象者から、新たに要支援の認定を受けて、給付のサービスを利用する事となった場合、初回加算は算定できるのか。	介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合の初回加算の算定については、過去2か月以上地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合に限られます。

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係るQ&A

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA

番号	分類	質問	回答
7	介護予防ケアマネジメント	<p>要介護認定等申請と同時に、基本チェックリストにより事業対象者として介護予防ケアマネジメントを開始後、要介護1以上の結果が出た場合、同月内に介護給付を利用するまでの地域包括支援センターが作成するケアプランと、認定結果に基づいて、介護給付について居宅介護支援事業所が作成するケアプランの、2件存在することになると考えてよいか。また、その場合は、介護予防ケアマネジメント費と居宅介護支援費をそれぞれ請求でき、支給限度額管理は、地域包括支援センターと居宅支援事業者が連携を取り合っ行うようになるのか。</p>	<p>1. 要介護認定等申請と同時に、基本チェックリストにより事業対象者として総合事業のサービスを受ける場合は、介護予防ケアマネジメントによるケアプランに基づきサービスを利用するが、認定結果が要介護1以上となり、介護給付の利用を開始する場合は、居宅介護支援事業所による居宅介護支援に移行することとなります。</p> <p>2. なお、月の途中まで事業対象者として総合事業のサービスを利用していた者が、要介護1以上の認定結果の通知に伴い、居宅介護支援に切り替えた場合は、給付のルールに準じて、月末の時点で居宅介護支援を行っている居宅介護支援事業者が給付管理票を作成して提出することとし、併せて居宅介護支援事業費を請求することになります。また、この場合の区分支給限度額管理は、地域包括支援センターと居宅介護支援事業者が連携を取り合っ行います。</p>
8	介護予防ケアマネジメント	<p>基本チェックリストにより事業対象者として介護予防ケアマネジメントを受け、総合事業の訪問型サービスを利用していただけ、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。</p>	<p>要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者は介護予防・生活支援サービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるために、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となります。</p> <p>1. 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため、総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となります。</p> <p>2. 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となります。</p>
9	介護予防ケアマネジメント	<p>総合事業の介護予防ケアマネジメントの結果、介護予防居宅療養管理指導の利用につなげた場合、介護予防ケアマネジメント費を支払うことができるか。また、支払可能な場合、ケアマネジメントCと考えると良いか。</p>	<p>1. 介護予防居宅療養管理指導は、区分支給限度基準額が適用されないサービスであり、医師の指示の元を実施されるサービスであり、給付管理を行わないことから、介護予防支援費の支給対象外サービスとされています。</p> <p>2. しかしながら、一般介護予防事業の利用のみということになった場合でも、あるいは総合事業以外の民間サービス等に繋いだ場合でも、ケアマネジメントのプロセスは行われていることから、その実施月の報酬は請求できるとしています。</p> <p>3. お尋ねの場合も、ケアマネジメントにより介護予防居宅療養管理指導の利用につなげていることから、そのプロセスに着目し、ケアマネジメントCとしてお示ししているように実施月のみ介護予防ケアマネジメント費を支払うことについては可能と考えています。</p>

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係るQ&A

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA

番号	分類	質問	回答
10	その他	周南市に居住しているが、住民票が他市町村にあり、介護保険の保険者が周南市ではない場合においても、介護予防・生活支援サービス事業の対象者としてよいか。	<p>介護予防・生活支援サービス事業を実施するにあたり、周南市に居住しているものの、住民登録地や介護保険の保険者が周南市ではない場合には、基本チェックリストの提出先や総合事業の利用有無が変わりますので、つぎのとおり取り扱いには留意してください。</p> <p>①住民登録地が周南市で、介護保険の保険者が他市町村の場合は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書は周南市に提出します。(市が届出書の写しを他市町村に送付し、他市町村が被保険者証を発行します) サービス事業は利用できます。</p> <p>②住民登録地が他市町村で、介護保険の被保険者が周南市の場合、介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書は施設所在地の市町村に提出します。(市は施設所在地の市町村より届出書の写しの送付を受け、被保険者証を発行します) サービス事業の利用可否は他市町村の実施状況によります。</p>